

第6回大島町地域公共交通活性化協議会（書面開催）

令和6年6月21日（金）

議事次第

1 開会

2 議事

【報告事項】

（１）地域公共交通計画策定に至る検討経過について

（２）大島町の地域公共交通の利用状況について

（３）大島バスダイヤ改正について

【協議事項】

（１）地域公共交通確保維持改善事業の申請について

（２）今年度の計画の進め方について

3 閉会

地域公共交通計画策定に至る 検討経過について

令和6年6月21日(金)

大島町地域公共交通活性化協議会

地域公共交通計画とは

- 地域の**持続可能な**移動手段を確保するため、地方公共団体が中心となり、交通事業者や住民等の関係者と協議しながら作成する計画
- 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」の役割。
- 「活性化再生法に基づく協議会」を開催しつつ、関係者等との個別協議を重ねて作成。
- 根拠法：地域交通法(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)

大島町地域公共交通活性化協議会とは

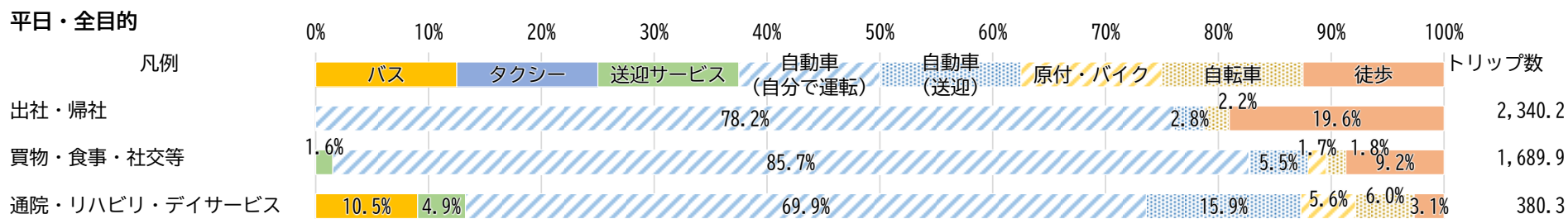
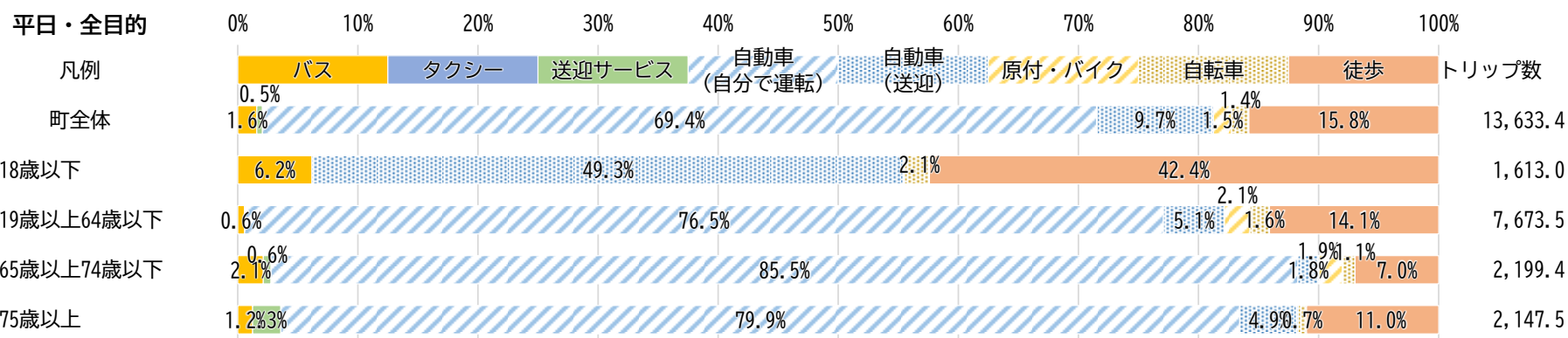
- 道路運送法及び地域交通法にもとづき位置付けられる
会議体(法定協議会)
- 地域公共交通計画の作成・変更及び実施に関し必要な
協議を実施
例えば・・・
 - 地域公共交通の将来像について
 - 地域公共交通の運行について
 - 地域公共交通の利用促進について
- 委員は参加応諾義務あり
- 協議結果は参加者の尊重義務あり
- 協議会主体で事業実施可

大島町における検討経過

- 令和4年度：計画策定に係る基礎調査を実施
 - 町民アンケート調査の実施
 - 事業者ヒアリングの実施
 - 中学生ワークショップ、移住者ワークショップの実施
 - 路線バス乗降記録調査の実施
 - 令和5年度：計画策定に係る各種検討を実施
 - 基本方針や目標、評価指標の検討
 - 施策・事業の検討
- ⇒令和5年度は計3回の法定協議会で議論

交通を取り巻く状況

- ・移動に占める自家用車分担率は約8割
- ・18歳以下も約5割は「**送迎**」で移動
- ・路線バスの分担率は約2%

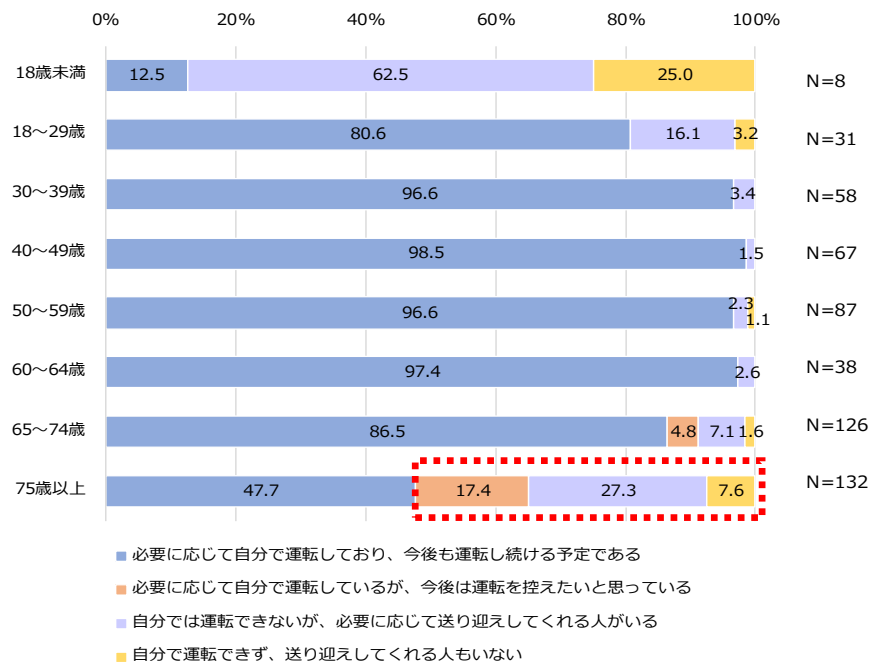


資料：ミニパーソントリップ調査(令和5年実施)

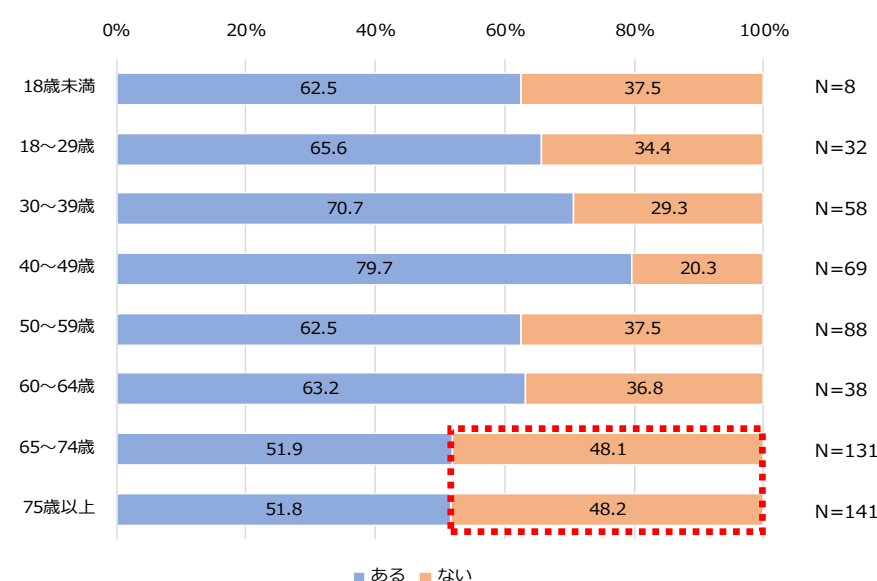
交通を取り巻く状況

- ・高齢者では、運転を控えたいという意向
- ・運転できない高齢者や、運転できず送迎してくれる人もいない高齢者が75歳以上で高い割合
- ・65歳以上で、**代替手段がないと回答する割合が5割**

移動の現状や見通し



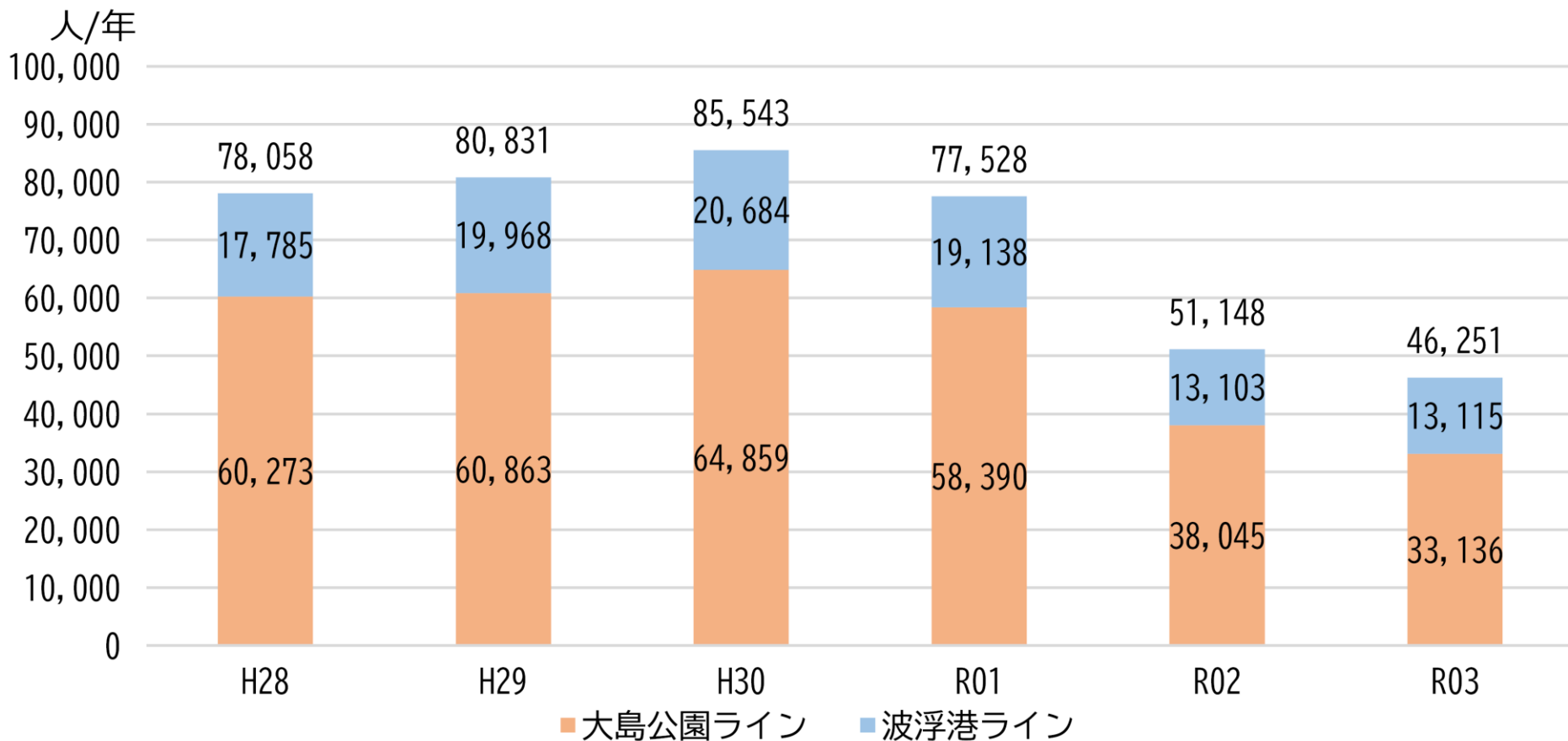
公共交通以外の代替手段



資料：町民アンケート調査(令和4年実施)

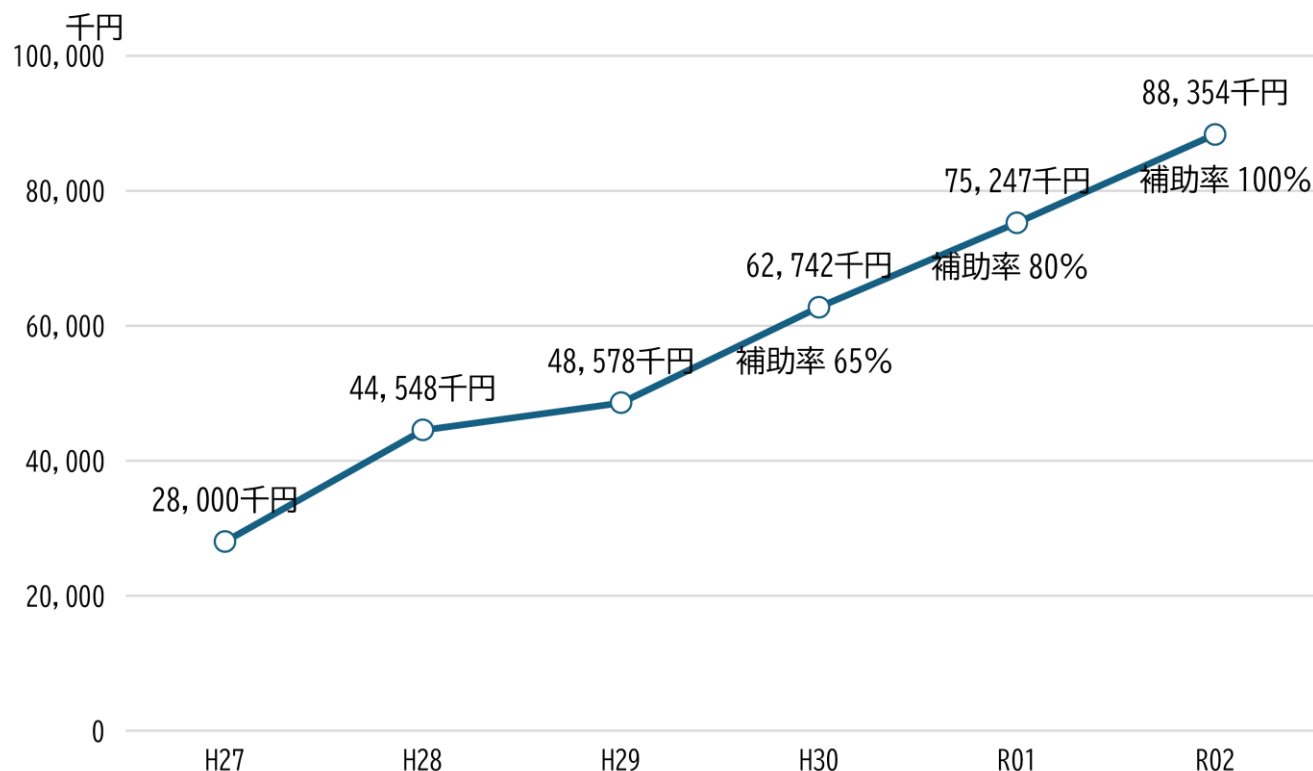
交通を取り巻く状況

- ・路線バス利用者数は減少



交通を取り巻く状況

- 生活路線の維持のために、大島町から大島バスに対して補助を実施⇒令和2年は8,800万円



※大島公園ライン、波浮港ラインの2路線について、下記計算式より算出

$$(\text{町補助基準額}) = (\text{年間実績経費}) - (\text{対象経費収入額})$$

※補助額については、町補助基準額に年ごとに協議で決定した補助率を乗じて算出

大島町の地域公共交通を取り巻く環境

課題1 観光繁忙期と観光閑散期での移動需要の変動への対応が必要

- 観光繁忙期の多客状況に対応できるサービスが必要
- 観光閑散期の非効率な輸送状況を改善する必要

課題2 日常の需要に対応した使いやすい移動サービスが必要

- 島外連絡交通（航空機、船舶）や町内移動に対応したダイヤ調整が必要
- 通院や買い物などの日常利用ニーズにあった運行ネットワークが必要
- 町内の移動に関する取組みの整理が必要

課題3 来島者も利用しやすい交通環境整備が必要

- 不足する移動手段への対応が必要
- 観光来訪における移動需要への対応が必要
- 移動サービスにおけるキャッシュレス決済等への対応が必要
- 町内の移動手段に関する来島者への情報提供が必要

課題4 自動車以外の交通手段の利用促進が必要

- 免許返納者の公共交通による移動手段の確保が必要
- 町民のライフスタイル・移動実態にあった移動サービスが必要
- 公共交通の利用促進に向けた町民の意識の醸成が必要

大島町地域公共交通計画の全体像

課題 1 観光繁忙期と観光閑散期での移動需要の変動への対応が必要

- 観光繁忙期の多客状況に対応できるサービスが必要
- 観光閑散期の非効率な輸送状況を改善する必要

課題 2 日常の需要に対応した使いやすい移動サービスが必要

- 島外連絡交通（航空機、船舶）や町内移動に対応したダイヤ調整が必要
- 通院や買い物などの日常利用ニーズにあった運行ネットワークが必要
- 町内の移動に関する取組みの整理が必要

課題 3 来島者も利用しやすい交通環境整備が必要

- 不足する移動手段への対応が必要
- 観光来訪における移動需要への対応が必要
- 移動サービスにおけるキャッシュレス決済等への対応が必要
- 町内の移動手段に関する来島者への情報提供が必要

課題 4 自動車以外の交通手段の利用促進が必要

- 免許返納者の公共交通による移動手段の確保が必要
- 町民のライフスタイル・移動実態にあった移動サービスが必要
- 公共交通の利用促進に向けた町民の意識の醸成が必要

柱 1 広域ネットワークを担う交通サービスの維持・確保

- 住みやすい快適なまちづくりに資する広域ネットワークの維持・確保
- 若者がUターンしやすい環境の一環としてのネットワーク

柱 2 町民の生活や観光需要に対応したフィーダー交通の再編

- 安心して暮らせる環境を作るためのフィーダー交通の再編
- 観光需要に対応した移動手段の確保

柱 3 誰にでも分かりやすく使いやすい交通サービスの確立

- 分かりやすい情報提供
- 利用しやすい交通サービスの提供

柱 4 自動車以外の交通手段も利用する新しいライフスタイルやツーリズムの推進

- 自動車にばかり頼らないライフスタイルの推進
- レンタカー以外を活用したツーリズムの推進

1. 移動需要に合わせた町内の交通ネットワーク再編

【重点】①通学需要に合わせた運行ダイヤ・ルート等の再編 ★

【重点】②バス・タクシー・スクールバス・移動送迎サービス等の複数の交通手段の連携による需要に応じた交通ネットワークの確保 ★

2. ラストワンマイルの移動手段の確保

① まちづくりと交通ネットワークの連携強化

3. 生活や観光行動に対応した新たなモビリティの検討

- ① 生活ニーズに対応した移動手段の提供
- ② 主要な観光施設を周遊する観光モビリティの導入 ★
- ③ コミュニティサイクルや電動キックボードの活用検討

4. 福祉輸送等の確保

- ① 福祉や医療分野で実施している移動サービスの維持・確保・改善
- ② 支え合い交通の持続可能な体制の確保に向けた自家用有償運送等の検討
- ③ 公共交通等の利用を促すチケット等の配布

5. 誰もが利用しやすい交通サービスの導入・推進

- ① キャッシュレス対応サービスの導入・推進
- ② 経路検索サービスでの情報提供サービスの導入・推進
- ③ バリアフリーやユニバーサルデザインに対応した車両の導入・推進

6. モビリティ・マネジメント実施

- ① 公共交通案内の充実
- ② バスの乗り方教室の実施
- ③ 公共交通の利用促進につながる取組みの実施
- ④ エコツーリズム等の推進

※★は非繁忙期・繁忙期を考慮した施策検討を想定

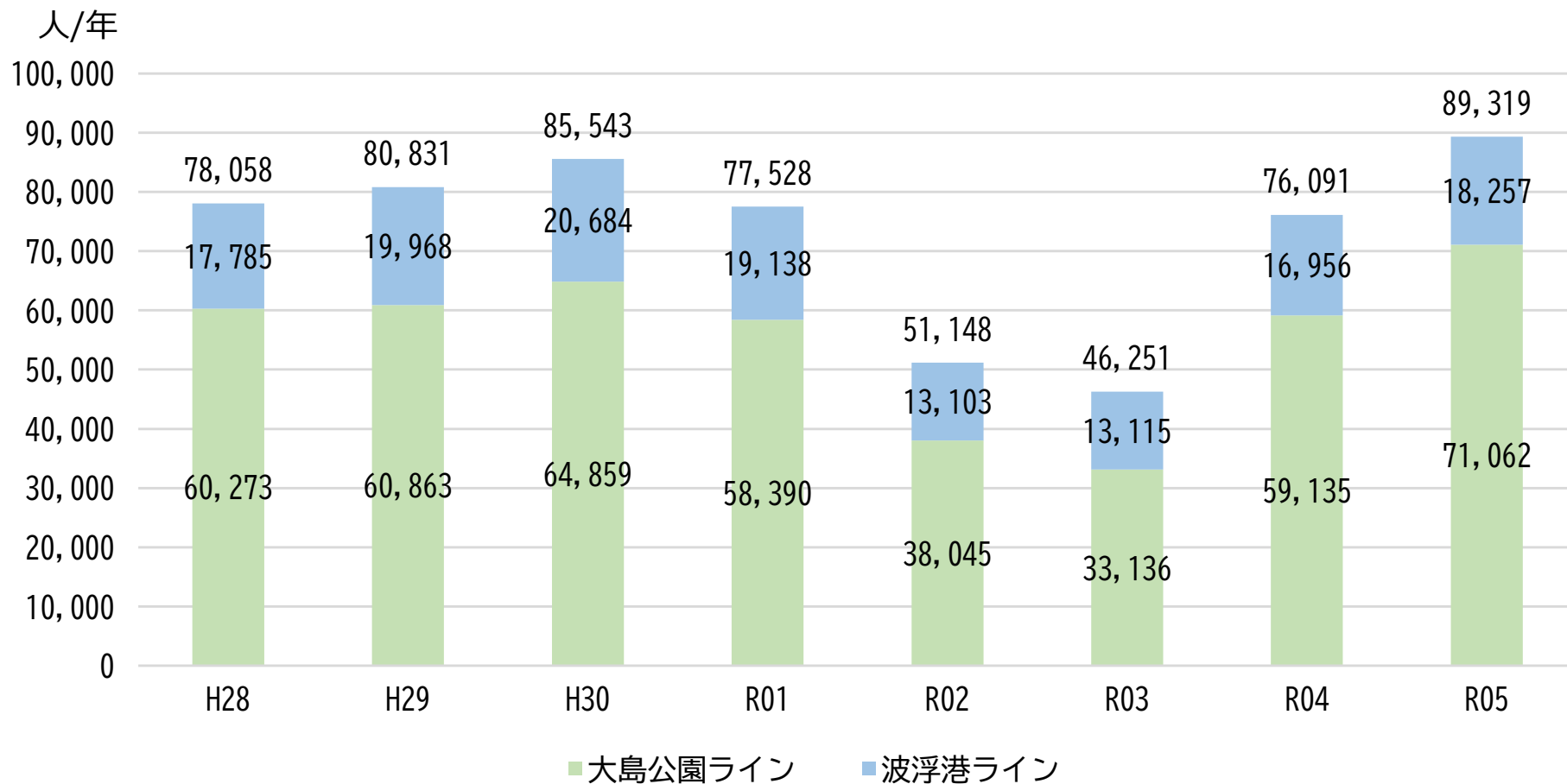
大島町の地域公共交通の 利用状況について

令和6年6月21日(金)

大島町地域公共交通活性化協議会

路線バスの利用者数

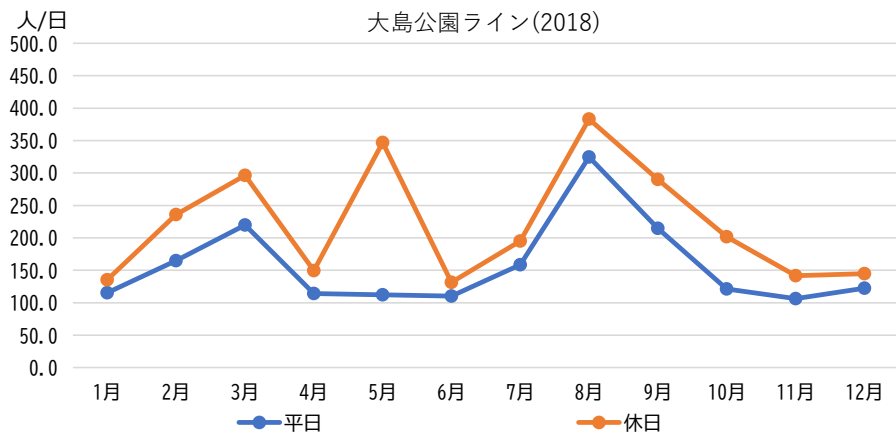
- ・利用者数は回復傾向



路線バスの利用者数

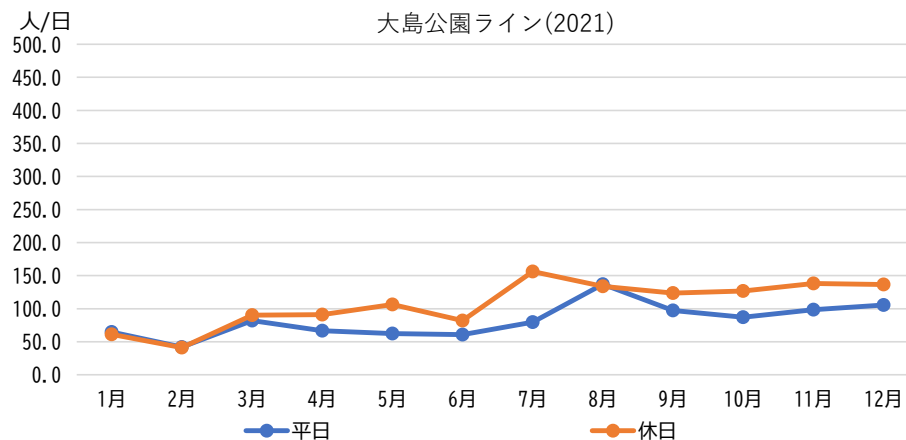
コロナ前

大島公園ライン(2018)



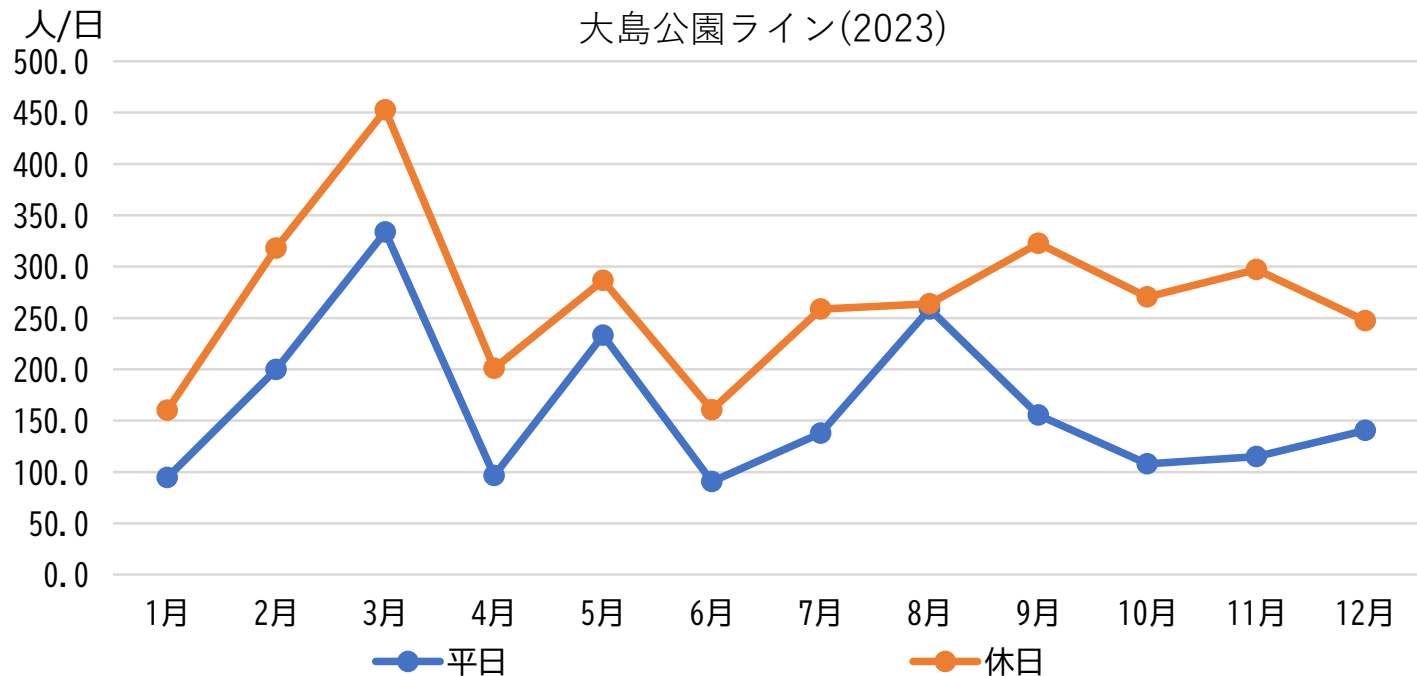
緊急事態宣言

大島公園ライン(2021)



令和5年

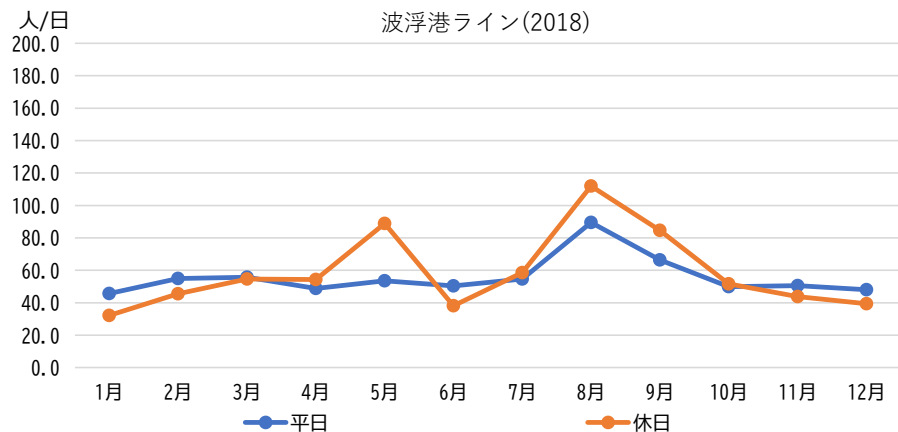
大島公園ライン(2023)



路線バスの利用者数

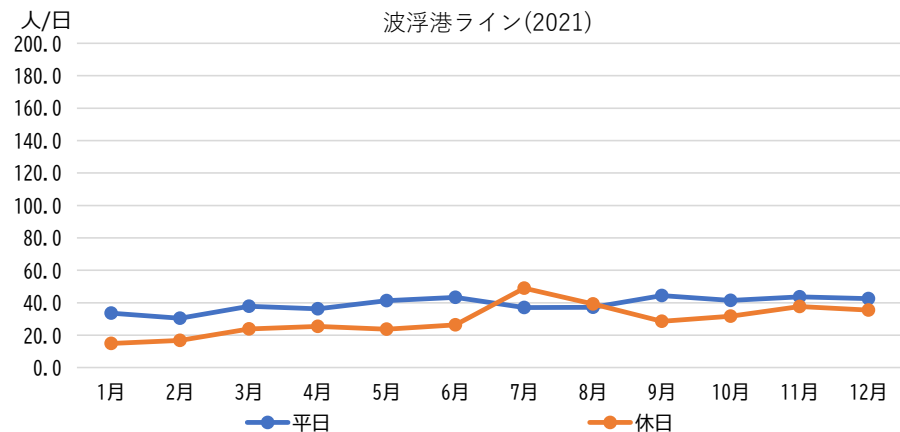
コロナ前

波浮港ライン(2018)



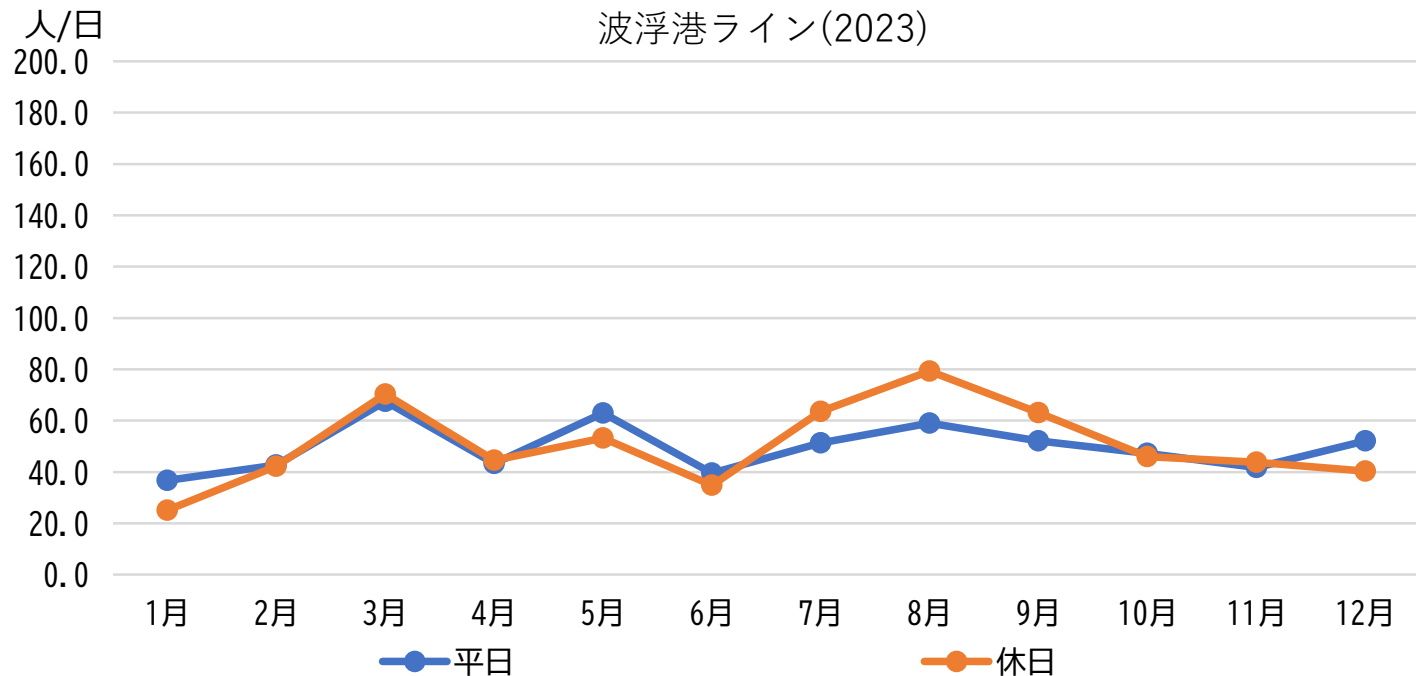
緊急事態宣言

波浮港ライン(2021)



令和5年

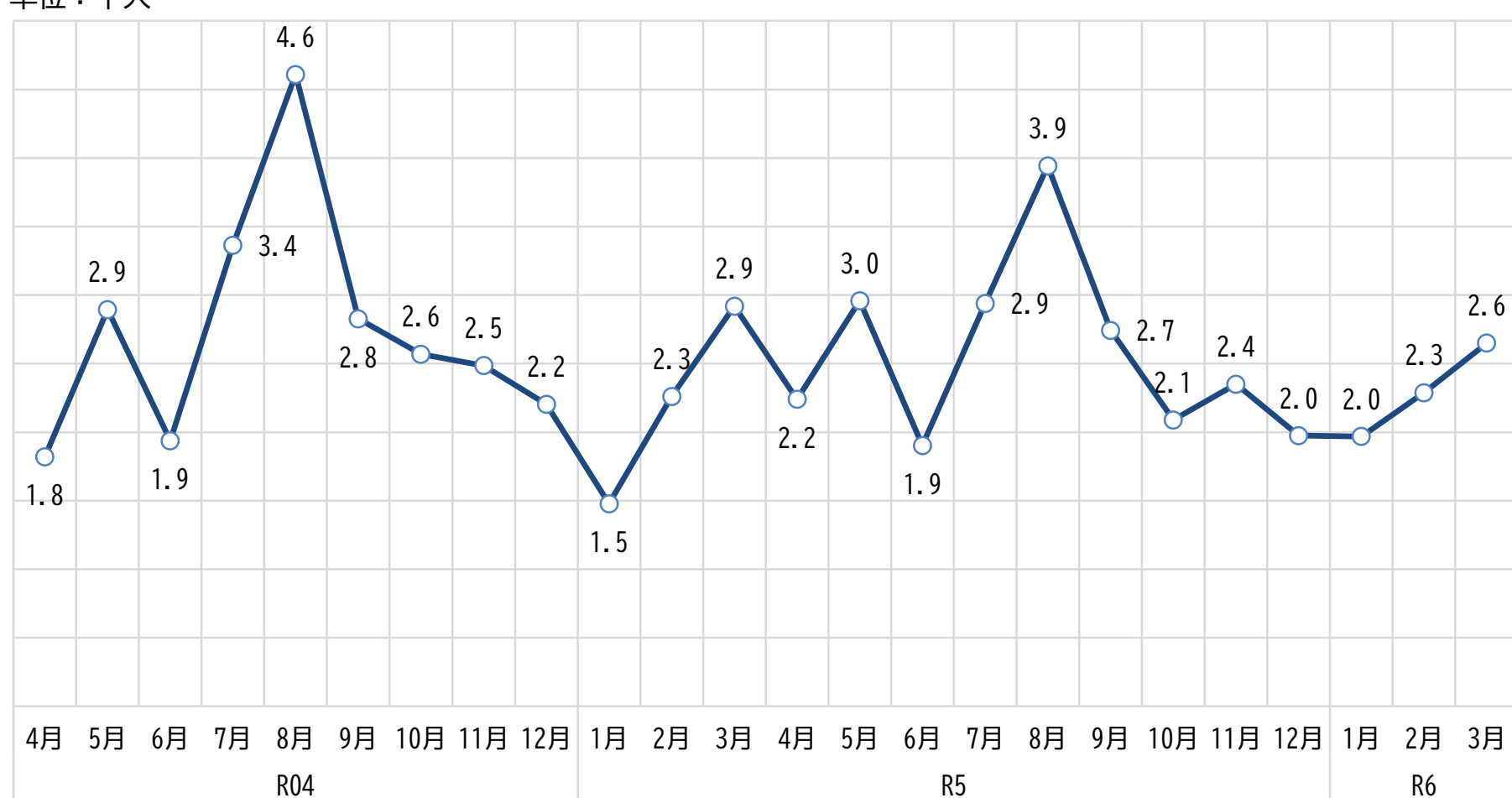
波浮港ライン(2023)



タクシーの利用者数

- 令和4年度：3.1万人
- 令和5年度：3.0万人

単位：千人



[A] 大島公園ライン

路線バス時刻表【令和6年7月1日～令和6年9月30日】

70歳以上の都民限定【東京都シルバーバス】随時発行中!!
大島バスの路線バスにもご利用いただけます。(一部路線除く)

元町港→北の山→岡田港→泉津→大島公園 行

運 行 日	停留所 使	① 元町港	② 町役場前	③ 元町北口	④ 支庁前	⑤ 大島高校前	⑥ 入郷口土資料館	⑦ 地の岡	⑧ 大島空港入口	⑨ タ大 ミ空 ナ港 ル	⑩ 体心 験る 館さ と 口	⑪ 北の 山	⑫ 桜通 り	⑬ 入さ 口く ら小 学 校	⑭ 岡田 郵便 局前	⑮ 岡田 出張 所前	⑯ 岡田 港	⑰ 塚の 本	⑱ 岡田 出張 所前	⑲ 秋の 浜入 口	⑳ 泉津	㉑ 橋ト ンネ ル	㉒ 大島 公園
毎 日	1	8:10	8:11	8:12	8:14	8:15	8:16	8:17	8:18	—	8:19	8:19	8:21	8:21	8:22	8:24	8:27	8:28	8:30	8:33	8:34	8:36	8:40
毎 日	2	9:10	9:11	9:12	9:14	9:15	9:16	9:17	9:18	—	9:19	9:19	9:21	9:21	9:22	9:24	9:27	9:28	9:30	9:33	9:34	9:36	9:40
岡田港出帆の日	3	9:50	9:51	9:52	9:54	9:55	9:56	9:57	9:58	—	9:59	9:59	10:01	10:01	10:02	10:04	10:07	10:08	10:10	10:13	10:14	10:16	10:20
元町港出帆の日		10:10	10:11	10:12	10:14	10:15	10:16	10:17	10:18	10:20	10:23	10:23	10:25	10:25	10:26	10:28	10:31	10:32	10:34	10:37	10:38	10:40	10:44
岡田港出帆の日	4	10:40	10:41	10:42	10:44	10:45	10:46	10:47	10:48	—	10:49	10:49	10:51	10:51	10:52	10:54	10:57	10:58	11:00	11:03	11:04	11:06	11:10
元町港出帆の日		11:00	11:01	11:02	11:04	11:05	11:06	11:07	11:08	11:10	11:13	11:13	11:15	11:15	11:16	11:18	11:21	11:22	11:24	11:27	11:28	11:30	11:34
毎 日	5	12:00	12:01	12:02	12:04	12:05	12:06	12:07	12:08	—	12:09	12:09	12:11	12:11	12:12	12:14	12:17	12:18	12:20	12:23	12:24	12:26	12:30
毎 日	6	12:50	12:51	12:52	12:54	12:55	12:56	12:57	12:58	—	12:59	12:59	13:01	13:01	13:02	13:04	13:07	13:08	13:10	13:13	13:14	13:16	13:20
毎 日	7	14:30	14:31	14:32	14:34	14:35	14:36	14:37	14:38	—	14:39	14:39	14:41	14:41	14:42	14:44	14:47	14:48	14:50	14:53	14:54	14:56	15:00
岡田港出帆の日	8	15:20	15:21	15:22	15:24	15:25	15:26	15:27	15:28	—	15:29	15:29	15:31	15:31	15:32	15:34	15:37	15:38	15:40	15:43	15:44	15:46	15:50
元町港出帆の日		16:10	16:11	16:12	16:14	16:15	16:16	16:17	16:18	—	16:19	16:19	16:21	16:21	16:22	16:24	16:26						
毎 日	9	17:20	17:21	17:22	17:24	17:25	17:26	17:27	17:28	—	17:29	17:29	17:31	17:31	17:32	17:34	17:37	17:38	17:40	17:43	17:44	17:46	17:50

◎本路線は全区間シルバーバスをご利用いただけます。 ◎船が全便欠航の場合[元町港出帆の日]ダイヤで運行します。

大島公園→泉津→岡田港→北の山→元町港 行

大島公園→泉津→岡田港→北の山→元町港 行																								
運 行 日	停留所 便	21 大島公園	20 槽トンネル	19 泉津	18 秋の浜入口	15 岡田出張所前	16 岡田港	17 塚の本	15 岡田出張所前	14 岡田郵便局前	13 入さくら小学校	12 桜通り	11 北の山	10 体ふれあいの館入口	9 大島ミナト港	8 大島空港入口	7 地の岡	6 入郷口土資料館	5 大島高校前	4 支庁前	3 元町北口	2 町役場前	1 元町港	
毎 日	1	7:20	7:24	7:26	7:27	7:30	7:33	7:34	7:36	7:38	7:38	7:39	7:41	7:41	—	7:42	7:43	7:44	7:45	7:46	7:48	7:49	7:50	
毎 日	2	9:20	9:24	9:26	9:27	9:30	9:33	9:34	9:36	9:38	9:38	9:39	9:41	9:41	—	9:42	9:43	9:44	9:45	9:46	9:48	9:49	9:50	
毎 日	3	9:50	9:54	9:56	9:57	10:00	10:03	10:04	10:06	10:08	10:08	10:09	10:11	10:11	10:14	10:16	10:17	10:18	10:19	10:20	10:22	10:23	10:24	
岡田港出帆の日	4	10:40	10:44	10:46	10:47	10:50	10:53	10:54	10:56	10:58	10:58	10:59	11:01	11:01	11:04	11:06	11:07	11:08	11:09	11:10	11:12	11:13	11:14	
元町港出帆の日		11:00	11:04	11:06	11:07	11:10	11:13	11:14	11:16	11:18	11:18	11:19	11:21	11:21	—	11:22	11:23	11:24	11:25	11:26	11:28	11:29	11:30	
毎 日	5	11:50	11:54	11:56	11:57	12:00	12:03	12:04	12:06	12:08	12:08	12:09	12:11	12:11	—	12:12	12:13	12:14	12:15	12:16	12:18	12:19	12:20	
毎 日	6	12:50	12:54	12:56	12:57	13:00	13:03	13:04	13:06	13:08	13:08	13:09	13:11	13:11	—	13:12	13:13	13:14	13:15	13:16	13:18	13:19	13:20	
元町港出帆の日	7	14:20	14:24	14:26	14:27	14:30	14:33	14:34	14:36	14:38	14:38	14:39	14:41	14:41	—	14:42	14:43	14:44	14:45	14:46	14:48	14:49	14:50	
岡田港出帆の日		14:30	14:34	14:36	14:37	14:40	14:43	14:44	14:46	14:48	14:48	14:49	14:51	14:51	—	14:52	14:53	14:54	14:55	14:56	14:58	14:59	15:00	
元町港出帆の日	8	15:10	15:14	15:16	15:17	15:20	15:23	15:24	15:26	15:28	15:28	15:29	15:31	15:31	—	15:32	15:33	15:34	15:35	15:36	15:38	15:39	15:40	
岡田港出帆の日		15:40	15:44	15:46	15:47	15:50	15:53	15:54	15:56	15:58	15:58	15:59	16:01	16:01	16:04	16:06	16:07	16:08	16:09	16:10	16:12	16:13	16:14	
岡田港出帆の日	9	16:10	16:14	16:16	16:17	16:20	16:23	16:24	16:26	16:28	16:28	16:29	16:31	16:31	16:34	16:36	16:37	16:38	16:39	16:40	16:42	16:43	16:44	
元町港出帆の日							16:40	16:41	16:43	16:45	16:45	16:46	16:48	16:48	—	16:49	16:50	16:51	16:52	16:53	16:55	16:56	16:57	
7/1～19と9/1～30の平日	10																		17:15	17:16	17:18	17:19	17:20	
毎 日	11	18:00	18:04	18:06	18:07	18:10	18:13	18:14	18:16	18:18	18:18	18:19	18:21	18:21	—	18:22	18:23	18:24	18:25	18:26	18:28	18:29	18:30	

◎本路線は全区間シルバーバスをご利用いただけます。 ◎船が全便欠航の場合[元町港出帆の日]ダイヤで運行します。

[B] 波浮港ライン

路線バス時刻表 【令和6年7月1日～令和6年9月30日】

お得で環境にやさしい【エコパス】好評発売中!!
エコパスとは…7,850円で3ヵ月間利用できる、路線バス割引乗車証です。

元町港→野 増→差木地→波浮港→大島町陸上競技場 行

運 行 日	停留所 便	① 元町港	② 元町北口	③ 農協前	④ 元町南口	⑤ 火山博物館前	⑥ 大昇団地前	⑦ 大宮神社前	⑧ 野 増	⑨ 清掃工場前	⑩ 千波	⑪ 地層断面前	⑫ 砂の浜入口	⑬ 間 伏	⑭ 送信所前	⑮ 保差育木園地前	⑯ 差木地入口	⑰ 差木地中央	⑱ 差木地南口	⑲ 高海校洋前国際	⑳ ¹ 下 地	㉑ ¹ らばめれゝる前	㉒ ¹ 波浮西岸	㉓ ¹ 波浮港	㉔ ¹ 波浮西岸	㉕ ¹ らばめれゝる前	㉖ ¹ 下 地	㉗ ¹ 三中前	㉘ ¹ 波浮見晴台	㉙ ¹ 波浮保育園前	㉚ ¹ 上 の 山	㉛ ¹ 陸大上島競技場
毎 日	1	7:20	7:21	7:22	7:23	7:24	7:24	7:26	7:27	7:29	7:33	7:34	7:36	7:37	7:39	7:41	7:42	7:43	7:44	7:46	7:46	—	—	—	—	—	7:47	7:48	7:48	7:49	7:50	7:52
毎 日	2	8:10	8:11	8:12	8:13	8:14	8:14	8:16	8:17	8:19	8:23	8:24	8:26	8:27	8:29	8:31	8:32	8:33	8:34	8:36	8:36	8:37	8:38	8:40	8:42	8:43	8:44	8:45	8:45	8:46	8:47	8:49
毎 日	3	10:10	10:11	10:12	10:13	10:14	10:14	10:16	10:17	10:19	10:23	10:24	10:26	10:27	10:29	10:31	10:32	10:33	10:34	10:36	10:36	10:37	10:38	10:40	10:42	10:43	10:44	10:45	10:45	10:46	10:47	10:49
毎 日	4	10:50	10:51	10:52	10:53	10:54	10:54	10:56	10:57	10:59	11:03	11:04	11:06	11:07	11:09	11:11	11:12	11:13	11:14	11:16	11:16	11:17	11:18	11:20	11:22	11:23	11:24	11:25	11:25	11:26	11:27	11:29
毎 日	5	11:40	11:41	11:42	11:43	11:44	11:44	11:46	11:47	11:49	11:53	11:54	11:56	11:57	11:59	12:01	12:02	12:03	12:04	12:06	12:06	12:07	12:08	12:10	12:12	12:13	12:14	12:15	12:15	12:16	12:17	12:19
毎 日	6	12:30	12:31	12:32	12:33	12:34	12:34	12:36	12:37	12:39	12:43	12:44	12:46	12:47	12:49	12:51	12:52	12:53	12:54	12:56	12:56	12:57	12:58	13:00	13:02	13:03	13:04	13:05	13:05	13:06	13:07	13:09
岡田港出帆の日	7	13:40	13:41	13:42	13:43	13:44	13:44	13:46	13:47	13:49	13:53	13:54	13:56	13:57	13:59	14:01	14:02	14:03	14:04	14:06	14:06	14:07	14:08	14:10	14:12	14:13	14:14	14:15	14:15	14:16	14:17	14:19
元町港出帆の日		14:10	14:11	14:12	14:13	14:14	14:14	14:16	14:17	14:19	14:23	14:24	14:26	14:27	14:29	14:31	14:32	14:33	14:34	14:36	14:36	14:37	14:38	14:40	14:42	14:43	14:44	14:45	14:45	14:46	14:47	14:49
毎 日	8	16:20	16:21	16:22	16:23	16:24	16:24	16:26	16:27	16:29	16:33	16:34	16:36	16:37	16:39	16:41	16:42	16:43	16:44	16:46	16:46	16:47	16:48	16:50	16:52	16:53	16:54	16:55	16:55	16:56	16:57	16:59
毎 日	9	17:20	17:21	17:22	17:23	17:24	17:24	17:26	17:27	17:29	17:33	17:34	17:36	17:37	17:39	17:41	17:42	17:43	17:44	17:46	17:46	—	—	—	—	—	17:47	17:48	17:48	17:49	17:50	17:52

◎本路線は全区間シルバーパスをご利用いただけます。 ◎船が全便欠航の場合[元町港出帆の日]ダイヤで運行します。

大島町陸上競技場→波浮港→差木地→野 増→元町港 行

運 行 日	停留所 便	㉛ ¹ 陸大上島競技場	㉚ ¹ 上 の 山	㉙ ¹ 波浮保育園前	㉘ ¹ 波浮見晴台	㉗ ¹ 三中前	㉖ ¹ 下 地	㉕ ¹ らばめれゝる前	㉔ ¹ 波浮西岸	㉓ ¹ 波浮港	㉒ ¹ 波浮西岸	㉑ ¹ らばめれゝる前	㉐ ¹ 下 地	⑲ 高海校洋前国際	⑱ 差木地南口	⑰ 差木地中央	⑯ 差木地入口	⑮ 保差育木園地前	⑭ 送信所前	⑬ 間 伏	⑫ 砂の浜入口	⑪ 地層断面前	⑩ 千波	⑨ 清掃工場前	⑧ 野 増	⑦ 大宮神社前	⑥ 大昇団地前	⑤ 火山博物館前	④ 元町南口	③ 農協前	② 元町北口	① 元町港
毎 日	1	7:20	7:22	7:23	7:24	7:24	7:25	7:26	7:27	7:29	7:31	7:32	7:33	7:33	7:35	7:36	7:37	7:38	7:40	7:42	7:43	7:45	7:46	7:50	7:52	7:53	7:55	7:55	7:56	7:57	—	7:58
毎 日	2	8:20	8:22	8:23	8:24	8:24	8:25	8:26	8:27	8:29	8:31	8:32	8:33	8:33	8:35	8:36	8:37	8:38	8:40	8:42	8:43	8:45	8:46	8:50	8:52	8:53	8:55	8:55	8:56	8:57	8:58	8:59
毎 日	3	9:00	9:02	9:03	9:04	9:04	9:05	9:06	9:07	9:09	9:11	9:12	9:13	9:13	9:15	9:16	9:17	9:18	9:20	9:22	9:23	9:25	9:26	9:30	9:32	9:33	9:35	9:35	9:36	9:37	9:38	9:39
毎 日	4	11:00	11:02	11:03	11:04	11:04	11:05	11:06	11:07	11:09	11:11	11:12	11:13	11:13	11:15	11:16	11:17	11:18	11:20	11:22	11:23	11:25	11:26	11:30	11:32	11:33	11:35	11:35	11:36	11:37	11:38	11:39
毎 日	5	11:50	11:52	11:53	11:54	11:54	11:55	11:56	11:57	11:59	12:01	12:02	12:03	12:03	12:05	12:06	12:07	12:08	12:10	12:12	12:13	12:15	12:16	12:20	12:22	12:23	12:25	12:25	12:26	12:27	12:28	12:29
毎 日	6	12:30	12:32	12:33	12:34	12:34	12:35	12:36	12:37	12:39	12:41	12:42	12:43	12:43	12:45	12:46	12:47	12:48	12:50	12:52	12:53	12:55	12:56	13:00	13:02	13:03	13:05	13:05	13:06	13:07	13:08	13:09
毎 日	7	13:30	13:32	13:33	13:34	13:34	13:35	13:36	13:37	13:39	13:41	13:42	13:43	13:43	13:45	13:46	13:47	13:48	13:50	13:52	13:53	13:55	13:56	14:00	14:02	14:03	14:05	14:05	14:06	14:07	14:08	14:09
岡田港出帆の日	8	14:30	14:32	14:33	14:34	14:34	14:35	14:36	14:37	14:39	14:41	14:42	14:43	14:43	14:45	14:46	14:47	14:48	14:50	14:52	14:53	14:55	14:56	15:00	15:02	15:03	15:05	15:05	15:06	15:07	15:08	15:09
元町港出帆の日		15:00	15:02	15:03	15:04	15:04	15:05	15:06	15:07	15:09	15:11	15:12	15:13	15:13	15:15	15:16	15:17	15:18	15:20	15:22	15:23	15:25	15:26	15:30	15:32	15:33	15:35	15:35	15:36	15:37	15:38	15:39
毎 日	9	17:10	17:12	17:13	17:14	17:14	17:15	17:16	17:17	17:19	17:21	17:22	17:23	17:23	17:25	17:26	17:27	17:28	17:30	17:32	17:33	17:35	17:36	17:40	17:42	17:43	17:45	17:45	17:46	17:47	17:48	17:49
毎 日	10	18:00	18:02	18:03	18:04	18:04	18:05	—	—	—	—	—	18:06	18:06	18:08	18:09	18:10	18:11	18:13	18:15	18:16	18:18	18:19	18:23	18:25	18:26	18:28	18:28	18:29	18:30	18:31	18:32

◎本路線は全区間シルバーパスをご利用いただけます。 ◎船が全便欠航の場合[元町港出帆の日]ダイヤで運行します。

地域公共交通確保維持改善事業の概要

令和5年度概算決定額
20,692百万円（前年度1.00倍）

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

○地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
- ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援



○離島航路・離島航空路の運航

- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援

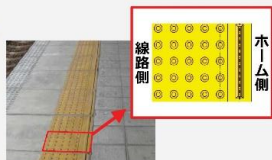


○エリア一括協定運行 **新設**

- ・交通事業者が一定のエリアを一括して運行（**エリア一括協定運行**）する場合における長期安定的な支援

地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

- バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 経営基盤の脆弱な地域の鉄道の施設・車両の更新
- 障害者用ICカードの導入 等



地域公共交通調査等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査
- **ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築を促すため、協議会の開催、調査事業、実証事業等を支援**
(地域公共交通再構築調査事業) **新設**

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額



<補助対象経費算定方法>

予測費用

（事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ）

予測収益

（系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ）

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり（※1）、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
- ・複数市町村にまたがる系統であること（平成13年3月31日時点で判定）
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人／日と見込まれること

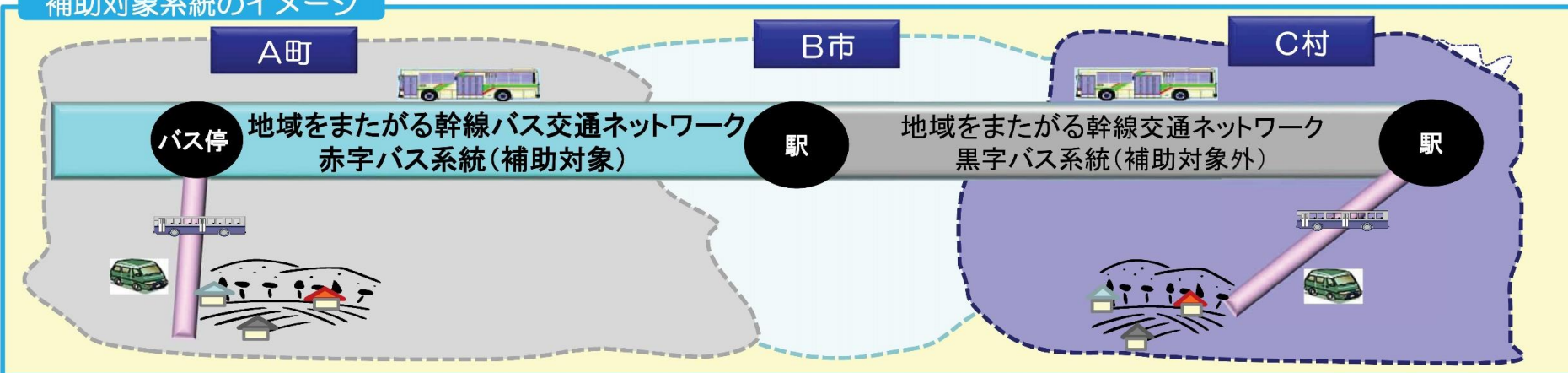
※ 1日の運行回数3回（朝、昼、夕）以上であって、1回当たりの輸送量5人以上（乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数）

※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和（一定期間）

・経常赤字が見込まれること

※1：令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

補助対象系統のイメージ



様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

番 号
令和 6 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 大島町地域公共交通活性化協議会
住 所 東京都大島町元町 1 丁目 1 番 14 号
代 表 者 氏 名 会長 木中 孝次

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

大島町地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
大島町地域公共交通計画 32 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
大島町地域公共交通計画 32 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
大島町地域公共交通計画 33 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
大島町地域公共交通計画 35 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

令和 6 年〇〇月〇〇日

(名称) 大島町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

東京都大島町は伊豆諸島の北端に位置している。周囲を海に囲まれており、本町と他地域を結ぶ主な移動手段は高速ジェット船及び大型客船である。高速ジェット船や大型客船は本町への来訪者が利用するだけでなく、町民が都心部の病院を受診する場合等にも利用しており、本町と他地域を結ぶ重要な地域間交通ネットワークである。

本町内を運行する路線バスの系統のうち、大島公園ラインと波浮港ラインは地域間交通ネットワークである高速ジェット船や大型客船に接続する交通手段であり、支線の役割を果たしている。また、大島公園ライン・波浮港ラインそれぞれの沿線には、買い物施設が立地する地区もある。本町内は大規模なショッピングセンター等がないため、買い物施設が立地する地区に路線バスでアクセスできることは町民の日常生活を支えるうえで極めて重要である。さらに本町北部に位置する大島高校への通学手段としても利用されている。

町民のほとんどが自家用車で移動しているが、高齢化の進行に伴い、免許証を返納し、自家用車を運転できなくなった町民も増加している。また、人口減少の進行や共働き世帯の増加により、自家用車を運転できなくなった高齢者を家族や知人が送迎することも困難となっている。そのため、特に高齢者の自由な移動を支える観点で大島公園ラインと波浮港ラインが果たす役割が大きく、生活に不可欠な路線である。

上記路線の運行に際し、本町の支援や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により、大島公園ラインと波浮港ラインを確保・維持することで、町民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

- ・大島公園ライン及び波浮港ラインの定期利用者数を急激な人口減少が進む中においても、現状の2.5万人/年で維持する。
 - ・大島公園ライン及び波浮港ラインの収支率を現状の38.2%から50.0%に改善する。
- (大島町地域公共交通計画 35頁参照)

(2) 事業の効果

大島公園ライン・波浮港ラインを維持することにより、免許証返納した高齢者や大島高校に通学する生徒の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、来島者にとっては、地域間交通ネットワークである高速ジェット船や大型客船と接続する交通手段が確保されることで町内での観光周遊活動の活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・大島公園ライン・波浮港ラインにおいて、大島高校への登校時間帯の大島高校直通便の維持(大島旅客自動車(株))
(大島町地域公共交通計画 37頁参照)
- ・大島公園ラインにおいて、元町港・岡田港間の運行便の維持(大島旅客自動車(株))
(大島町地域公共交通計画 39頁参照)
- ・大島公園ライン・波浮港ラインにおいて、利便性を向上するためのキャッシュレス決済対応サービスの実証実験の継続実施(大島旅客自動車(株))
(大島町地域公共交通計画 52頁参照)
- ・大島公園ライン・波浮港ラインにおいて、利便性を向上するためのGTFS-JPの継続的な情報更新(大島旅客自動車(株))
(大島町地域公共交通計画 53頁参照)
- ・来島者向けの分かりやすい情報発信の実施(大島観光協会、大島町)
(大島町地域公共交通計画 55頁参照)
- ・学校モビリティ・マネジメントの実施(大島町)
(大島町地域公共交通計画 56頁参照)
- ・町民向けの路線バス利用促進リーフレットの配布(大島町)
(大島町地域公共交通計画 57頁参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大島公園ライン・波浮港ラインについて、その運行に係る費用総額131,309千円のうち、大島町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支に関して、輸送実績等をもとに数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

- ・該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

・該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

・該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

表 5 を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

・該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

・該当なし

(2) 事業の効果

・該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

・該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

・該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

・該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

・該当なし

（２）事業の効果

・該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

・該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和５年６月３０日（第２回） 地域公共交通の役割や基本的な方針、施策・事業等に関してアイデア出し

令和５年１０月６日（第３回） ・地域公共交通の役割や基本的な方針に関して合意
・施策・事業の方向性に関して合意、具体化に向け意見交換
・目標設定に関して協議

令和５年１２月８日（第４回） 地域公共交通計画（素案）に関して、内容及びパブリックコメントに諮ることに合意

令和６年３月１５日（第５回） 地域公共交通計画に関して構成員の合意を得て、策定

令和６年６月２１日（第６回） 地域公共交通確保維持改善事業の申請書類について承認

19. 利用者等の意見の反映状況

令和４年に実施した町民アンケートにおいて、免許証返納後の移動手段としてバスの存続を求める意見が多かったため、バス路線の維持・確保に重点をおいた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 東京都大島町 1-1-14

(所 属) 政策推進課

(氏 名) 秋田 純

(電 話) 04992-2-1444

(e-mail) c010001@town.tokyo-oshima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大島町	大島旅客自動車 (株)	(1) 波浮港ライン	元町港	野増	大島陸 上競技 場	往20.2km 復20.2km	365日	3467.5 回			路線定期 運行	②(1)	元町港バス停で、地 域間交通ネットワーク と接続	②
	大島旅客自動車 (株)	(2) 大島公園ライン	元町港	岡田 港	大島 公園	往14.7km 復14.7km	365日	3467.5 回			路線定期 運行	②(1)	岡田港・元町港バス 停で地域間交通ネッ トワークと接続	②
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大島町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	7,102
交通不便地域等	7,102

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
7,102	大島町全域	離島振興法第2条

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
大島町地域公共交通計画	令和6年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

今年度の計画の進め方について

令和6年6月21日(金)

大島町地域公共交通活性化協議会

計画に位置付けている事業に関して

施策	事業	具体の事業	令和6年度実施内容				
			企画	調査	協議	作成	他
施策1	事業1-1 通学需要に合わせた運行ダイヤ・ルート等の再編	(1)登校時間帯の大島高校直通便の維持					●
		(2)下校時間帯の波浮港ライン直通便の新設		●			
	事業1-2 バス・タクシー・スクールバス・移動送迎サービス等の複数の交通手段の連携による需要に応じた交通ネットワークの確保	(1)大島公園ライン・波浮港ライン沿線の移動手段確保に向けた段階的な路線再編			●		
		(2)元町港・岡田港間の運行便の維持					●
		(3)時季に応じた交通事業者の連携・協力によるネットワーク確保			●		
施策2	事業2-1 まちづくりと交通ネットワークの連携強化	(1)バス停から離れた施設や地区への移動手段確保(超小型パーソナルモビリティ等)	●				
		(2)交通ネットワークに対応した施設配置等の検討					●
施策3	事業3-1 生活ニーズに対応した移動手段の提供	(1)お買い物バスの運行	●				
	事業3-2 主要な観光施設を周遊する観光モビリティの導入	(1)サンセットパームラインでの観光モビリティ導入	●				
	事業3-3 コミュニティサイクルや電動キックボードの活用検討	(1)コミュニティサイクルや電動キックボードの活用検討					●

計画に位置付けている事業に関して

施策	事業	具体の事業	令和6年度実施内容				
			企画	調査	協議	作成	他
施策4	事業4-1 福祉や医療分野で実施している移動サービスの維持・確保・改善	(1)福祉や医療分野で実施している移動サービスの維持・確保・改善					●
	事業4-2 支え合い交通の持続可能な体制の確保に向けた自家用有償運送等の検討	(1)福祉有償運送や自家用有償旅客運送の実施			●		
	事業4-3 公共交通等の利用を促すチケット等の配布	(1)町民パスの導入	●				
施策5	事業5-1 キャッシュレス対応サービスの導入・推進	(1)キャッシュレス対応サービスの導入・推進			●		
	事業5-2 経路検索サービスでの情報提供サービスの導入・推進	(1)GTFS-JPの導入・推進					●
	事業5-3 バリアフリーやユニバーサルデザインに対応した設備の導入・推進	(1)バリアフリーやユニバーサルデザインに対応した設備の導入・推進					●
施策6	事業6-1 公共交通案内の充実	(1)来島者向けの情報発信媒体の作成や情報提供	●			●	
	事業6-2 バスの乗り方教室の実施	(1)学校等での乗り方教室の実施	●		●		
		(2)イベントでのバスの展示	●		●		
	事業6-3 公共交通の利用促進につながる取組みの実施	(1)住民参画の取組みの検討・実施		●			
		(2)公共交通の利用促進につながるイベントの実施	●				
	事業6-4 エコツーリズム等の推進	(1)エコツーリズムの企画・推進	●				

令和6年度の主な実施事業について

施策	事業	具体の事業
施策1 移動需要に合わせた町内の交通ネットワーク再編	事業1-2 バス・タクシー・スクールバス・移動送迎サービス等の複数の交通手段の連携による需要に応じた交通ネットワークの確保	(1)大島公園ライン・波浮港ライン沿線の移動手段確保に向けた段階的な路線再編
		(2)元町港・岡田港間の運行便の維持

➡ 国土交通省にフィーダー系統補助申請手続きを実施
(本日の協議事項2)

令和6年度の主な実施事業について

施策	事業	具体の事業
施策1 移動需要に合わせた町内の交通ネットワーク再編	事業1-1 通学需要に合わせた運行ダイヤ・ルート等の再編	(2)下校時間帯の波浮港ライン直通便の新設
	事業1-2 バス・タクシー・スクールバス・移動送迎サービス等の複数の交通手段の連携による需要に応じた交通ネットワークの確保	(3)時季に応じた交通事業者の連携・協力によるネットワーク確保
施策5 誰もが利用しやすい交通サービスの導入・推進	事業5-1 キャッシュレス対応サービスの導入・推進	(1)キャッシュレス対応サービスの導入・推進

次年度以降の運行に向けて関係者ヒアリングや事業者間調整を実施

※検討の一環でキャッシュレスデータの分析を活用